

プリカ法事務ガイドライン新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>5 プリペイドカード関係</p> <p>(略)</p> <p><u>5 - 3 自家発行型前払式証券の発行届出</u></p> <p>自家発行型前払式証券の発行届出書の処理を行うに当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 - 3 - 2 移管</p> <p>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）の管轄区域を越えて主たる営業所又は事務所の所在地を変更する場合、変更届出書の提出を受けた財務局長は、別紙様式1により作成した変更届出通知書に、当該変更届出書、別紙様式2による財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の意見書、従前の届出書及び添付書類等必要な書類を添付して、新たな主たる営業所又は事務所の所在地を管轄することとなった財務局長に通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>5 - 7 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間</u></p> <p><u>法第19条及び第20条第1項の規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部門からの検査結果通知（写）を受理したときから、おおむね1ヶ月（財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>なお、当該検査結果通知（写）において指摘された事項等につき、財務局長が事実確認等のために第三者型発行者に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときからおおむね1ヶ月（財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>）複数回にわたって法第18条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u></p> <p><u>）提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</u></p> <p><u>（注2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</u></p> <p><u>（注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。</u></p>	<p>5 プリペイドカード関係</p> <p>(略)</p> <p><u>5 - 3 自家発行型前払式証券の発行届出</u></p> <p>自家発行型前払式証券の発行届出書の処理を行うに当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 - 3 - 2 移管</p> <p>財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）の管轄区域を越えて主たる営業所又は事務所の所在地を変更する場合、変更届出書の提出を受けた財務局長は、別紙様式1により作成した変更届出通知書に、当該変更届出書、別紙様式2による財務局（福岡財務支局を含む。以下同じ。）の意見書、従前の届出書及び添付書類等必要な書類を添付して、新たな主たる営業所又は事務所の所在地を管轄することとなった財務局長に通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>